館山市サテライトオフィス開設支援事業 公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

本実施要領は、内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワーク

タイプ）」を活用し、民間企業等が運営する施設をテレワーク等が行え、かつ企業等のサ

テライトオフィスとして活用可能な拠点施設として整備・運営しようとする事業者を対

象とし、施設改修費用等の一部を支援する補助対象候補者を公募型プロポーザルにより

選定するために必要な事項を定めるものである。

２　前提条件

本公募は、本市の令和４年度予算の成立を前提とし、加えて、内閣府「デジタル田園

都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）」の予算成立、及び当該交付金の

採択を前提として行なうものである。

従って、当該交付金の採択の内容等によって事業内容や予算額等が変更となることが

あり、また、不採択となった場合には、事業を執行停止し、補助対象候補者については

その選定を取り消すこととなるとともに、本プロポーザル参加に要した費用等の請求も

できないこととするので、予めご承知おきください。

３　事業概要

（１）対象事業名

館山市サテライトオフィス開設支援（テレワーク補助金）事業

（２）事業の目的

民間企業等が運営する既存施設の改修費用等の一部を支援することにより、本市へ

　　の新たな人の流れを創出し、多様な働き方を支援し、もって地域経済の活性化を図るとともに、サテライトオフィスの誘致や将来的な企業誘致の実現、移住・定住人口の増加を目指すことを目的とする。

（３）補助額及び補助限度額

　以下のとおりとする。

なお、「５　参加資格要件」にあるとおり、持続性等の観点から、施設整備・運営

費の５割以上の金額を自己負担していただくものとする。

また、事業内容や当該交付金の採択結果等によって変更となる場合がある。

①対象施設の収容人数（同時にテレワークが可能な人数）が２０人未満の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助限度額 | 補助率 |
| 施設整備・運営費 | ３，０００万円 | １／２以内 |
| プロジェクト推進費 | １，２００万円 | １０／１０ |

②対象施設の収容人数（同時にテレワークが可能な人数）が２０人以上５０人未満の

場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助限度額 | 補助率 |
| 施設整備・運営費 | ４，５００万円 | １／２以内 |
| プロジェクト推進費 | １，２００万円 | １０／１０ |

（４）採択件数

　　　１件

（５）事業実施期間

交付決定日から令和５年２月２８日まで

（６）ＫＰＩ〔重要業績評価指標〕

令和７年度末（事業終了後３年後）までに、次のＫＰＩを達成するよう施設整備

及び運営を行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| ①整備したサテライトオフィスを利用する企業・団体数 | ３社 |
| ②整備したサテライトオフィスを利用する企業・団体のうち、  千葉県外の企業・団体数 | ３社 |
| ③整備したサテライトオフィスの年間延べ利用者数 | ３，０００人 |
| ④整備したサテライトオフィスの利用者のうち、千葉県外の利用  者数の割合 | ５０％ |
| ⑤整備したサテライトオフィスの利用に起因する移住者数 | ５人 |

　　※参考：館山市の住民基本台帳人口（令和３年１２月１日現在）＝４５，３０９人

４　対象経費

（１）施設整備・運営費

　　　以下のとおりとする。

なお、施設整備費、什器・機器導入費において、原則対象外経費となるものについ

ては、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費（補助対象経費）全体の２割以内で

対象とすることができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　容 |
| 施設整備費 | ・対象となる施設の増築、改築、模様替え、修繕その他の  改修に要する経費。  ・対象施設として整備される建築物と構造上一体となっ  　ていて、テレワークにより働く環境又は機能を有する上  で必要と認められる設備導入（電気、ガス、給排水、空調  設備、トイレ等）に要する経費。  ※ただし、「用地取得費・造成費、外構工事費」、「既存施設の除却・解体費」、「整備対象施設の取得費」、「居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費」、「その他利用促進の観点から事業に必要と認められる部分の経費」については、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の２割以内で対象とすることができる。 |
| 通信環境整備費 | ・対象となる施設の通信環境の整備に要する経費。  ・施設内のＷｉ－Ｆｉ、ＬＡＮ環境の構築に伴う機器の購  入、レンタル、設置工事等。 |
| 什器・機器導入費 | ・テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と  認められる什器・機器（机、イス、パソコン、プリンタ、  コピー機等）に要する経費  ※テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない什器・機器については、原則対象外となる。ただし、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の２割以内で対象とすることができる。 |
| 施設運営・管理費 | ・テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と  認められる施設運営・管理に係る経費  ・人件費、光熱水費、通信料、賃貸料等。 |

（２）プロジェクト推進費

　　　施設整備・運営費以外のソフト経費で、以下のとおりとする。

　　　・プロモーション経費（動画、ポスター、ホームページの製作等）

・ビジネスマッチング・セミナー経費

・企業の採用活動経費（インターン、説明会）

・オンライン会議用ブース料（リース等）

・その他外注費　等

５　参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）本事業は、内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワーク

タイプ）」を活用するものであり、施設整備・運営開始から５か年度以上事業を継続

することができる者

（２）５社（団体）以上の連携（予定を含む。）を図り、多様な主体の参画を得ながら本

事業を実施することができる者

（３）施設整備・運営費の５割以上の金額を自己負担することができる者

（４）市税等に滞納がない者

（５）官公庁等（第三セクターのうち、出資金が１０億円未満の法人又は地方公共団体か

ら補助を受けている法人を除く。）ではない者

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

第２号に規定する暴力団又はその構成員に該当しない者

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）

に定める風俗営業者に該当しない者

（８）政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体又は宗教

法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当しない者

６　補助対象候補者の選定スケジュール

選定スケジュールは次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日　程 |
| 公募開始 | 令和３年１２月２０日（月） |
| 申請受付（書類提出）期間 | 令和３年１２月２０日（月）～  令和４年１月１２日（水） |
| 質問受付期限 | 令和４年１月１０日（月） |
| 質問回答期限 | 令和４年１月１１日（火） |
| 参加資格確認結果通知 | 令和４年１月１４日（金） |
| プレゼンテーション審査 | 令和４年１月１７日（月）　予定 |
| 結果通知 | 令和４年１月２０日（木）　予定 |

７　参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格確認終了後、次により参加資格確認結果通

知書を交付する。

なお、提出期限までに参加申請書等を提出しない者又は参加資格確認結果により参加

資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

（１）提出期限

令和４年１月１２日（水） 午後５時まで（必着）

（２）提出書類

　　　以下の書類を提出期限までに各１部ずつ提出すること。

①参加申請書（様式第１号）

②市税等納付状況確認同意書（様式第２号）

③会社概要書　※任意様式、パンフレットでも可

　　　・会社の沿革、組織が分かる書類

④企画概要書　※Ａ４サイズ、任意様式

　　　・事業概要及び事業実施による効果等を記載してください。

⑤工程表（令和４年度分）※Ａ４サイズ、任意様式

⑥見積書　※Ａ４サイズ、任意様式

　　　・本事業の経費について、積算根拠が分かる経費内訳を記載してください。

　　　・補助対象経費と補助対象外経費の別が分かるよう経費内訳を記載してください。

　　　・施設設備・運営費とプロジェクト推進（プロモーション・ビジネスマッチング

等）費の別が分かるよう経費内訳を記載してください。

　　　・施設整備・運営費全体に係る自己負担額を記載してください。

・消費税抜きの金額を記載してください。

⑦対象施設の整備箇所が分かる平面図

⑧対象施設の整備後のイメージ図

⑨備品の一覧表　※備品を整備する場合

⑩事業推進体制（様式第３号）

⑪ＫＰＩ〔重要業績評価指標〕（様式第４号）

（３）提出先及び提出方法

館山市経済観光部雇用商工課雇用定住係あて　持参又は書留郵便等

（４）参加資格要件確認結果の通知

参加資格要件確認終了後、令和４年１月１４日（金）を期限とし、ファックス又は

電子メールにて通知する。

８　質疑応答及び説明会

（１）質疑について

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

①電子メールにより質問書（様式第５号）を提出することとし、質問箇所及び内容

をわかりやすく記載すること。

②他の方法による質問書は一切受け付けない。

③電子メール送付先　館山市経済観光部雇用商工課

アドレス shoukan@city.tateyama.chiba.jp

件名は「館山市サテライトオフィス開設支援事業に係る質問」とすること。

④受付期限　令和４年１月１０日（月）午後５時まで（必着）

⑤回答方法　館山市ホームページで随時公開

（２）説明会について

本プロポーザルについて本市からの説明会は開催しない。

９　審査方法及び審査基準

提出書類等の審査は、別添の「館山市サテライトオフィス開設支援事業プロポーザル

審査会審査基準」に基づき、プロポーザル審査会においてプレゼンテーション審査を行

い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

プレゼンテーションの時間は１者につき、概ね２０分間とし、１０分間の質疑応答の

　時間を設ける。

なお、プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

10　その他

（１）本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

（２）審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対す

る異議申立ては受理しないものとする。

（３）参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整

に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。

（４）本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。な

お、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。

（５）プレゼンテーション審査に理由なく欠席又は遅刻した者は、辞退と見なす。

（６）参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用

途には使用しない。

（７）参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公

開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。

（８）提案者が一者でも、補助対象候補者の選定を行う。ただし、別添の「館山市サテラ

イトオフィス開設支援事業プロポーザル審査会審査基準」に定める内容点（５０点）

について、３５点以上を獲得した場合に限る。

（９）事業の実施にあたっては、国の規定（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律（昭和３０年法律第１７９号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律施行令（昭和３０年政令第２５５号）」）やその他の関連規定を遵守することとする。

これら規定又は交付内容等に違反する等して交付決定の全部又は一部の取り消しを

受けた場合は、期限を定めて、支払った補助金の返還を命じることとする。また、財

産の処分を行った場合も、上記の規定及びその他の関連規定に基づいて補助金の返還

が必要な場合がある。

11　事務局

〒294-0036

千葉県館山市館山１５６４－１

館山市経済観光部雇用商工課　雇用定住係（担当：並木・須藤）

TEL：０４７０－２２－３１３６

FAX：０４７０－２４－２４０４

電子メール：shoukan@city.tateyama.chiba.jp